

長 第 09170004 号
令和元年9月17日

各和歌山県所管有料老人ホーム管理者
各和歌山県所管サービス付き高齢者向け住宅代表者

} 様

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局
介護サービス指導室長
(公印省略)

有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅における消費税率引き上げに関する取扱いについて(周知)

令和元年10月からの消費税率引き上げに伴う軽減税率制度導入に向けた対応については、以前より、和歌山県ホームページ「きのくに介護 de ネット」の「事業者の方へ」においてお知らせしているところですが、下記について再度ご確認ください、各施設において適切な対応をお願いします。

記

(1) 消費税の軽減税率制度導入に向けた対応について

有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅で提供される食事については、「入居者」に対し、以下の「一定の基準」をいずれも満たす場合のみ、軽減税率(8%)が適用されます。

【一定の基準】

- ①1食につき640円(税抜き)以下のもの
- ②その累計額が1日1,920円に達するまでのもの

ただし、「あらかじめ書面により」累計額の計算の対象となる食事を明らかにしているときは、当該対象飲食料品のみで累計額を計算します。

(2) 経過措置の取扱いについて

消費税の課税対象となる前払金(家賃相当額の入居一時金を除く介護一時金)については、経過措置が認められ、下記のとおり適用となります。

- ①平成25年10月1日から平成31年3月31日までに契約したもの:8%
- ②平成31年4月1日以降に契約し、10月1日以降にサービスを提供したもの:10%
- ③平成25年10月1日以前に契約したもの:5%

※「きのくに介護 de ネット」事業者の方へ」にも掲載しています。

(<https://wave.pref.wakayama.lg.jp/kaigodenet/index.html>)

和歌山県長寿社会課
介護サービス指導室
TEL 073-441-2527
FAX 073-441-2523